

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 一〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一〇
- 平成二十一年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 一一
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一一
- 保安林の指定をする予定である件 一一

### 公 告

- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 二二
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二二
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二二
- 福島県教育委員会 二二
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 二三
- 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 二四
- 福島県警察本部 二四
- 一般競争入札を行う件五件 二四

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第二株式会社大東銀行の項中、「さくら通支店」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

(出納総務課)

## 告 示

### 福島県告示第百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年二月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
平成二十二年一月三十日
- 四 届出年月日  
平成二十二年二月十二日
- 五 届出をした者  
齊藤 久之丞ほか十四名(別紙書面のとおり)  
(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

### 福島県告示第百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年二月二十三日から同年三月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島サティ 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十三号

平成二十一年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 原種の配付数量

種類

品種名

数量(単位 キログラム)

水稲

コシヒカリ

一四、〇八〇

ひとめぼれ

五、九六〇

ふくみらい

一六〇

チヨニシキ

八〇〇

まいひめ

一〇〇

たかねみのり

一〇〇

夢の香

二〇

こがねもち

七八〇

水稲合計

二二、〇〇〇

大豆

タチナガハ

四九〇

ふくいぶき

八五

コスズ

三〇

スズユタカ

九〇

すずほのか

三〇

あやこがね

四〇

大豆合計

七六五

二 原種の配付価格

種類

単位

価格(消費税及び地方消費税を除く。)

水稲

一キログラム

三六〇円

大豆

一キログラム

三二九円

(水田畑作課)

福島県告示第百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から平成二十二年二月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町森戸字大久保山一二三二の一から一二三二の三まで、一二三二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(郡山市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和三十三年四月一日

四 事業施行期間(変更前) 昭和三十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日

まで

(変更後) 昭和三十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで  
 五 事業地 収用の部分 変更なし。  
 使用の部分 変更なし。  
 (下水道課)

## 公 告

### 公告第六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年二月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人あいサービス  
代表者の氏名  
根本 由紀子
- 三 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市佐糠町東一丁目八番地の七
- 四 定款に記載された目的  
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、あのこもった助け合い及び介護サービス・福祉サービス事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

### 公告第六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年二月三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人あさがお
- 三 代表者の氏名  
西 みよ子

四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市鹿島区鹿島字上沼田百二十番地の一

五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者及び高齢者に対して、社会復帰・社会参加に関する事業、及び介護保険の理念に基づき、要介護、要支援となった場合においても、可能なかぎりその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助すること、障がい者が、人間らしく生きる権利の確保に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

### 公告第七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年二月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人フューチャーインキュベーションセンター  
代表者の氏名  
小松 利昭
- 三 主たる事務所の所在地  
福島県福島市栄町一番三十五号
- 四 定款に記載された目的  
当法人は、子どもたちから大人まで幅広い年齢層の人々を対象にした起業家教育の研究及び普及するための事業を行い、バランス感覚、生きる喜び、人としての道徳心や倫理観を兼ね備えた人々の育成を目的とする。  
(文化振興課)

### 公告第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称  
請戸川土地改良区
- 退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 馬場 有 双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地一  
同 井戸川克隆 同 郡双葉町大字郡山字馬場一一六番地

同	渡邊 一成	南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地
同	牛渡喜一郎	双葉郡浪江町大字牛渡字大添二五番地
同	村井 佳人	同 郡双葉町大字下羽鳥字北沖二二九番地
同	三瓶 寶次	同 郡浪江町大字下津島字小塚六三番地一
同	原 弘	同 郡同 町大字棚塩字原下一九一番地
同	吉田 数博	同 郡同 町大字苜宿字原下一五七番地
同	三浦 秀一	南相馬市小高区浦尻字原七八番地
同	志賀 隆一	同 市小高区飯崎字歓請内三番地の一
同	折笠 芳春	同 市小高区塚原字沼ノ上一九四番地
同	大須賀義幸	双葉郡双葉町大字郡山字台二八番地
同	吉田 文孝	同 郡浪江町大字室原字信田六三番地
同	久保内俊應	同 郡同 町大字酒井字井戸川前六八番地
同	前原 金享	南相馬市小高区上根沢字大久保一番地の三
同	古室 仁	双葉郡双葉町大字中浜字本町八一七番地
同	志賀 稔宗	南相馬市小高区川房字清水一八七番地
同	遠藤 健	双葉郡浪江町大字両竹字的場一八八番地
同	松本 一	南相馬市小高区村上字前谷地一五番地
同	小林 正幸	同 市小高区大井字松崎一五〇番地
同	木村 正廣	双葉郡浪江町大字立野字原五八六番地
同	今福 茂	同 郡同 町大字小野田字坂下六二番地二
同	海藤 芳勝	南相馬市小高区井田川字南新田八三〇番地
同	井上 六郎	双葉郡双葉町大字新山字下条四七番地
同	一刀 良夫	南相馬市小高区羽倉字篠原八七番地の二
同	豊口 雄幸	双葉郡浪江町大字幾世橋字辻三番地
同	就任した役員	
同	役別 氏名	住所
同	理事 馬場 有	双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地一
同	井戸川克隆	同 郡双葉町大字郡山字馬場一一六番地
同	櫻井 勝延	南相馬市原町区江井字馬場五四番地
同	牛渡喜一郎	双葉郡浪江町大字牛渡字大添二五番地
同	三瓶 寶次	同 郡同 町大字下津島字小塚六三番地一
同	松本 一	南相馬市小高区村上字前谷地一五番地
同	志賀 稔宗	同 市小高区川房字清水一八七番地
同	志賀 隆一	同 市小高区飯崎字歓請内三番地の一
同	久保内俊應	双葉郡浪江町大字酒井字井戸川前六八番地
同	小林 正幸	南相馬市小高区大井字松崎一五〇番地
同	村井 佳人	双葉郡双葉町大字下羽鳥字北沖二二九番地
同	海藤 芳勝	南相馬市小高区井田川字南新田八三〇番地
同	岸 眞	双葉郡浪江町大字加倉字柴田一〇五番地

同	高松 平	同 郡双葉町大字鴻草字町五三番地
同	渋谷 一弘	同 郡同 町大字郡山字台三五番地
同	酒本 正	同 郡浪江町大字中浜字南原四六番地
同	山田 幸人	同 郡同 町大字大堀字中平三三番地
同	高野 富雄	南相馬市小高区塚原字日向一二四番地
同	矢口 一男	双葉郡浪江町大字立野字攝待五番地
同	佐伯 忠雄	南相馬市小高区上根沢字槽内一一五番地
同	松本 伸一	双葉郡浪江町大字苜宿字川原二四八番地二
同	泉田 重章	同 郡同 町大字北幾世橋字内匠町六番地二
同	佐藤 芳言	南相馬市小高区浦尻字台ノ前一四番地の二
同	愛澤 格	双葉郡浪江町大字小野田字仲禪寺一〇五番地
同	西内 正雄	南相馬市小高区行津字鳥木迫五一番地
同	渡邊 寛治	双葉郡双葉町大字目迫字愛宕下四四番地

(農村計画課)

公告第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立梁川高等学校の項及び福島県立安達東高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立安積高等学校の項及び福島県立安積黎明高等学校

の項中「一、〇〇〇人」を「九六〇人」に改め、同表福島県立郡山北工業高等学校の項

中

情報技術科	一二〇人
環境システム科	四〇人

を

情報技術科

一二〇人

に改め、同

表福島県立あさか開成高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立清陵情報高等学校の項中「一六〇人」を「一二〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立白河実業高等学校の項

中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校の項中

一六〇人
八〇人
一二〇人
八〇人
四〇人
八〇人
四〇人
八〇人
四〇人

八〇人
四〇人
一二〇人
一六〇人
八〇人

に改め、同表福島県立石川高等学校の項中「四四〇人」を

「四〇〇人」に改め、同表福島県立船引高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立若松商業高等学校の項中「三三〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項中

四〇人
八〇人
四〇人
八〇人

電気科	一二〇人
化学工学科	四〇人

を

電気科

に

セラ	科	セラ
化学		

ミック	四〇人
ミック	八〇人

を

セラミック  
化学科

一二〇人

に改め、同表福島県立

喜多方高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立喜多方商業高等学校の項及び福島県立喜多方工業高等学校の項を次のように改める。

福島県立喜多方桐桜高等学校

全日制

機械科	一二〇人
電気・電子科	一二〇人
土木科	八〇人
建設科	四〇人

喜多方市

エリアマネ ジメント科	四〇人
ビジネス実 務科	二〇〇人
情報システ ム科	二二〇人

別表第一福島県立猪苗代高等学校の項中「一六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立坂下高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立田島高等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立いわき総合高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福

島県立相馬農業高等学校の項中

食品科学科	二二〇人	を	食品科学科
生活文化科	四〇人		

二二〇人  
に改める。

別表第二福島県立富岡高等学校川内校の項中「八〇人」を「四〇人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十三日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第三号**

**福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

福島県立特別支援学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

福島県立相馬養護学校	小学部	相馬市
	中学部	

高等部 普通科

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

**福島県警察本部**

**福島県警察本部令第7号**

交通管制センター設備保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。  
平成22年2月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

**1 入札に付する事項**

- (1) 件名及び数量 交通管制センター設備保守業務 一式
- (2) 委託業務の様態等 交通管制センター設備保守要領(以下「保守要領」という。)による。

- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- (4) 履行場所 保守要領による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 保守要領と同種の業務の履行実績又は交通管制システムに係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月10日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所等**

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日(水)午前10時 福島県自治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
  - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
  - 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。
- 8 その他
  - (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (3) 契約書作成の要件 要
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第8号**

県北方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量 県北方部交通信号機等保守業務 一式

- (2) 委託業務の仕様等 県北方部交通信号機等保守要領(以下「保守要領」という。)による。
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和41年福島県告示第59号)別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
  - (4) 過去5年間に保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置、改良若しくは更新に係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
  - (5) 福島県福島警察署、福島県福島北警察署、福島県桑折警察署、福島県伊達警察署、福島県川俣警察署又は福島県二本松警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
  - 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月9日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午前10時 福島県自治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号)
  - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

## 福島県警察本部公告第9号

県南西部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

## 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 県南西部交通信号機等保守業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 県南西部交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。

(4) 過去5年間に保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置、改良若しくは更新に係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 福島県郡山警察署、福島県郡山北警察署、福島県本宮警察署、福島県須賀川警察署、福島県白河警察署、福島県石川警察署、福島県棚倉警察署、福島県三春警察署又は福島県小野警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

## 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午前11時 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他



- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

### 福島県警察本部公告第10号

会津方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量 会津方部交通信号機等保守業務 一式
  - (2) 委託業務の仕様等 会津方部交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。
  - (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
  - (4) 過去5年間に保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置、改良若しくは更新に係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
  - (5) 福島県会津若松警察署、福島県猪苗代警察署、福島県喜多方警察署、福島県会津坂下警察署、福島県会津美里警察署又は福島県南会津警察署の管轄区域内のいずれ

かに本店、支店又は営業所を有する者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後1時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）
  - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
 

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
  - (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (3) 契約書作成の要否 要
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第11号

福島県警察本部公告第11号  
浜通り方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 浜通り方部交通信号機等保守業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 浜通り方部交通信号機等保守要領（以下「保守要領」という。）による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。

(4) 過去5年間に保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置、改良若しくは更新に係る工事の履行実績があり、かつ、保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 福島県いわき中央警察署、福島県いわき東警察署、福島県いわき南警察署、福島県南相馬警察署、福島県富岡警察署、福島県浪江警察署又は福島県相馬警察署の管轄区域内のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後2時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）